

森ノ宮医療大学 研究活動における不正行為に関する特別調査委員会規程

平成27年4月1日制定
平成28年3月22日改定
平成28年9月20日改定
平成29年4月1日改定
令和3年2月16日改定

(趣旨)

第1条 この規程は森ノ宮医療大学（以下、「本学」という。）における研究活動において、不正行為が告発されたまたは生じた際の迅速かつ良識的な対応のための特別調査委員会（以下、「委員会」という。）に関する必要な事項を定める。なお、「不正行為」の定義に関しては「森ノ宮医療大学における研究活動上の不正行為に関する規程」に定めるところによることとする。

(調査委員会の設置)

第2条 告発された不正行為に対して予備調査を行い、その結果により不正行為の可能性があると判断された場合は、最高管理責任者が委員長となり、調査委員会を組織し、本調査を実施しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員を持って構成する。

- (1) 委員長：最高管理責任者
- (2) 副委員長：統括管理責任者
- (3) 研究支援業務担当部署の責任者
- (4) 委員長が指名した内外部有識者 複数名
- (5) 法律の知識を有する外部有識者 複数名
- (6) その他 学長が必要と認めたもの 若干名

2 委員の半数以上が外部有識者で構成されなければならない。

3 委員は申立者及び調査対象者と直接の利害関係を有してはならない。

(通知・報告)

第4条 本調査実施の決定後、委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 告発者及び被告発者は15日以内に書面により異議申し立てをすることができる。最高管理責任者は異議申し立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る調査委員会委員の交代等を告発者及び被告発者に通知する。

3 当該事案に関わる資金配分機関等及び関係省庁に調査を行う旨報告する。

(任期)

第5条 委員の任期は、当該事案に関する委員会の業務が終了するまでとする。

(調査方法・権限)

第6条 委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 告発者及び被告発者に対し、調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。
- 3 被告発者に対して、委員会の指導・監督のもとで、各種資料の精査や、関係者のヒヤリング、再現性を要する再実験の要請などを行う。また、被告発者の弁明の聴取を行う。
- 4 委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、または被告発者自らの意思によりそれを申し出て委員会がその必要性を認める場合は、それを要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し合理的に必要と判断される範囲内において、これを行うことができる。
- 5 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。
- 6 本調査の対象は、告発された事実に係る研究活動の他、委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全措置)

第7条 委員会は当該事案に対して、証拠となる資料等を保全する措置をとる。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。

(調査の中間報告)

第8条 告発された事案に係る研究活動の配分または措置をした配分機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

(情報の保護)

第9条 調査に当たっては、調査の遂行上必要な範囲外に情報が漏洩することのないように十分配慮する。

(認定)

第10条 委員会は150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究活動における役割、その他必要な事項を認定する。

- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して調査の延長を可能とする。

- 3 不正行為が行われなかった場合でも、告発が悪意に基づくものであることが判明した場合は、その旨の認定を行うものとする。この認定には、告発者の弁明の機会を与える。
- 4 上記2項の認定を終了したときは、委員会は直ちに学長に報告する。

(認定の方法)

- 第11条 委員会は、告発者からの説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的根拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。
- 2 委員会は、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為を認定することができない。
 - 3 委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知・報告)

- 第12条 最高管理責任者は、調査結果を速やかに告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知する。
- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、当該事案に関わる資金配分機関等及び関係省庁に調査結果を報告する。

(不服申し立て)

- 第13条 不正行為と認定された被告発者および悪意に基づく告発と認定された告発者は、通知を受けた日から起算して30日以内に委員会に不服申し立てをすることができる。ただし、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。
- 2 不服申し立ての審査は委員会が行う。
 - 3 委員会は当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、不服申立人に通知する。
 - 4 最高管理責任者は、被告発者から不服申し立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申し立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関等及び関係省庁に通知する。不服申し立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

- 第14条 前条に基づく不服申し立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 3 委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して調査の延長を可能とする。

- 4 最高管理責任者は、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

- 第15条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。
- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
 - 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することができる。
 - 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - 6 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表することができる。

(告発者及び被告発者に対する措置)

- 第16条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 最高管理責任者は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。
 - 3 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者に対して、研究費の使用中止を命ずることができる。
 - 4 不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したまでは認定されないが不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された場合は、被認定者に対し、内部規定に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。
 - 5 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

- 6 最高管理責任者は、被認定者が第4項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。
- 7 告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者に対し、内部規定に基づき適切な処置を行う。

(措置の解除等)

第17条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第18条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、職員就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(事務)

第19条 この委員会に関する事務は大学事務局ならびに研究支援業務担当部署が行う。

(その他)

第20条 その他、委員会に関し必要な事項はその都度最高管理責任者が定める。

附 則

- 1 この規程は平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成28年3月22日から施行する。
- 3 この規程は平成28年9月20日から施行する。
- 4 この規程は平成29年4月1日から施行する。
- 5 この規程は令和3年4月1日から施行する。